

## 市税の納付

### 納期限までに支払いを



に納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、必ず納期限までに納税課(☎20・1519)に相談してください。日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、口座振替・コンビニ納付・クレジットカード納付・ペイジーの活用など、納付の手段を増やし利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかった人に対しては、督促状、催告書を送付し、納付を促しています。

### 特別な事情は相談して

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限まで

236件、不動産34件、そのほか237件、合計1、369件  
※くわしくは納税課へ。

### 住宅耐震相談

#### 鉄骨造なども対象に

市では、「住宅耐震相談」を無料で開催し、住まいの耐震性・耐震診断・耐震改修などについての相談を受け付けています。併せて、耐震診断などに関する助成制度についても説明しています。

平成29年度から、鉄骨造・鉄筋コンクリート造の戸建て住宅などの耐震診断や耐震改修、マンションの予備診断が相談・助成の対象となりました。

建築基準法が昭和56年と平成12年に改正されたことにより、耐震性に関する基準が変更されたため、建築時期によっては耐震性が現在の基準より劣る場合があります。

心配な人は、この機会に相談してみませんか。日程は、「困りごと・悩みごと相談室」(13ページ)をご覧ください。

対象：戸建て住宅または併用住宅

定員(1日当たり)：8人(先着順)  
持ち物：図面

※申し込みは開催日の2日前(日曜日開催の場合は木曜日)までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

### オオキンケイギク

#### 駆除にご協力を

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。生命力・繁殖力がとても強く、一度定着すると在来の野草の生育場所を奪い、生態系に重大な



オオキンケイギクの花

影響を及ぼします。

特定外来生物に指定され、栽培・販売などは原則禁止されています。

自宅の庭などに生えていたら、根から引き抜いて枯れるまで乾燥させてから可燃ごみとして処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533 ホームページ：<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kankei/index.html>)へ。

### 鳥獣の捕獲

#### 市内で9月30日まで

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を、市街地を除く市内全域で行います。鳥類は5・6月に銃器により、獣類は9月30日(土)までわなにより捕獲をします。安全に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、鳥獣による農作物への被害がある場合には農政課(☎20・1541)に連絡してください。  
※くわしくは回課へ。

# 市長日誌



16日	千葉県シニアパタック大会 大栄幼稚園卒園式 ふれあいるーむ21修了の会
17日	成田小学校卒業式
18日	災害時相互応援に関する協定締結式(成田市・泉佐野市・函館市) 特産品相互取扱協定締結式(成田市・泉佐野市)
21日	成田空港周辺地域共生財団評議員会
22日	エンジョイ中台S.S.C(総合型地域スポーツクラブ)設立総会
23日	3月定例市議会閉会
24日	成田市と成田市内郵便局との包括連携に関する協定調印式 成田国際空港騒音対策委員会
25日	成田市農業協同組合総代会
26日	成田子ども名人戦
28日	合同企業説明会 in NARITA 農業センター理事会
29日	成田ブランド推進会議
31日	職員退任式



合同企業説明会であいさつ(28日)

## 共同墓地

### 整備工事に補助金

対象墓地Ⅱ区・自治会・管理組合・5つ以上の世帯で管理する既存の墓地

対象工事Ⅱ墓地内通路・排水設備・塀・擁壁の工事など(20万円未満の工事を除く)

補助額Ⅱ150万円を限度に、工事費の2分の1(騒音地域は、補助金の限度額が異なります)着工前に必ず環境衛生課(☎20・1531)に相談してください。  
※くわしくは同課へ。

## 事業所ごみの処理方法

### 自己搬入か業者委託で

飲食店や店舗、事業所などの一

般廃棄物・産業廃棄物は、一般家庭用の集積所には出せません。次の通り処理してください。

#### 一般廃棄物

○自己搬入：処理には10キログラム当たり216円掛かります  
・可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)へ  
・資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○業者委託：成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ(なお、成田空港内の事業所のごみは、空港内でのごみの収集運搬業許可を受けている業者に委託してください)

#### 産業廃棄物

適正な基準に基づいて自ら処理するか、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。詳細は、県産業廃棄物協会(☎043・246・9581)へ問

い合わせてください。

#### 古紙類の資源化にご協力を

資源化することが可能な古紙類が可燃ごみとして多く搬入され、清掃工場の処理量増加の大きな原因となっています。

古紙類は再生可能な資源ですので、民間の古紙回収事業所に引き取りを依頼してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

#### プラスチック製容器包装

#### プラマークを目印に

市では、プラスチック製容器包装(白色の指定袋)を資源物として回収しています。プラスチック製品の全てが対象になるとは限りません。指定袋への分別は次のことに注意して行ってください。



## 家屋の取り壊しなど

### 資産税課へ届け出を

○プラマーク(下図)が付いていることを確認する  
○中身は使い切るか、取り除く  
○汚れや臭いが取れないか確認する。  
汚れや臭いが取れないものは、可燃ごみとして出す  
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

#### 浄水器設置費補助金

#### 手続きは購入前に

市では、飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これら除去するための浄水器を設置する世帯、設置から5年以上経過し故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。対象物質Ⅱ硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン

補助額Ⅱ15万円を限度に、浄水器の購入・設置費用の2分の1交付を希望する人は、購入前に申請してください。

水道が整備されている地区の人は補助金は受けられません。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

## 今月の納期限

5月1日(月)

### 固定資産税(第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。

登記されていない家屋の所有者が変更になったときや、家屋を取り壊したときは、資産税課(市役所2階)へ届け出てください。届け出がない場合、翌年度以降も課税されることがありますので注意してください。

登記されている土地・家屋の所有者変更などは、法務局へ届け出てください。

※くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

定期監査

平成28年度の結果を公表

平成28年度に実施した定期監査の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 福田 稔

同 三浦 弘

同 宇都宮 高明

対象部局 企画政策部、総務部、  
財政部、空港部、市民生活部、



佐々木 宏之氏

監査委員に佐々木宏之氏

監査委員は、「市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者」から2人、「議員のうち」から1人の3人を選任しています。

前者の委員のうち福田稔氏の任期満了に伴い、4月1日付けで佐々木宏之氏が選任されました。

環境部、福祉部、健康こども部、

経済部、土木部、都市部、会計室、水道部、議会事務局、監査

委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育総務部、生涯学習部、消防本部

監査実施期間 平成28年10月12日～29年1月26日

方法など 平成28年4月1日～9月30日まで(水道部は11月30日まで、土木部・都市部は12月31日まで)の財務に関する事務の執行状況が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施した。監査に当たっては、提出された資料や提示された関係書類などを調査し、関係職員から説明を聴取した

結果 各部局の財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。なお、各種補助金の交付に当たっては、疎明資料などから補助対象費用を的確に把握し、一層適正な事務の実現を図られるよう要望する

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

愛犬・愛猫手帳

共に暮らすために

市では、家族の一員である愛犬や愛猫と一緒に暮らしていくための情報をまとめた「愛犬・愛猫手帳」を無料で配布しています。

犬や猫を飼っている人、飼おうと考えている人はぜひご覧ください。

配布場所 環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所、各公民館、環境衛生課ホームページ

(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/std0017.html>)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。

対象 金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の条件を満たす人

たす人

○市内に1年以上住民記録がある  
○市税を完納している

利子補給期間 交付決定された月からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記載されたもの)、平成28年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」などと、家庭を訪問する業者が見受けられます。

市では業者のあつせんは行っていません。訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。※くわしくは同課へ。

放射線量測定結果

3月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値以下でした。

測定場所 小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

3月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目 ニンジン、ハウレンソウ、ゴボウ、コマツナ

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nosei/index0003.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。